肥料取締法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十二月四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十二号

肥料取締法の一部を改正する法律

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

肥料の品質の確保等に関する法律

第一条中「この法律は」の下に「、肥料の生産等に関する規制を行うことにより」を加え、「保全し」を「確保するとともに」に、「確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行い」を「確保し」に改める。

第二条第一項中「土じょう」を「土壌」に、「ほどこされる」を「施される」に改め、同条第二項中「たい肥」を「堆肥」に改め、同条第三項中「（肥料の種別ごとに政令で定める主要な成分をいう。以下同じ。）」を削り、「表わし」を「表し」に改める。

第三条第一項第一号中「普通肥料」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項第二号中「含有」を「使用される原料、含有」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　次条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる普通肥料のうち、その原料の範囲を限定しなければ品質の確保が困難なものとして農林水産省令で定めるもの　含有すべき主成分の最小量又は最大量、使用される原料、含有を許される植物にとつての有害成分の最大量その他必要な事項

第三条第二項中「少くとも」を「少なくとも」に改める。

第四条第一項ただし書を削り、同項第三号中「主要な成分」を「主成分」に改め、同条第三項ただし書中「普通肥料で公定規格が定められていないもの、指定配合肥料」を「第二項各号に掲げる普通肥料」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「以下」を「第十六条の二第二項において」に、「前項第六号」を「第一項第六号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、次に掲げる肥料については、適用しない。

一　普通肥料で公定規格が定められていないもの

二　専ら登録を受けた普通肥料（前項第三号から第五号までに掲げるものを除く。）が原料として配合される普通肥料（配合に伴い農林水産大臣が定める方法により加工されるものを含む。）であつて、配合又は加工に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産省令で定めるもの

三　専ら登録を受けた普通肥料（前項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）及び登録を受けた普通肥料（同項第三号に掲げるものに限る。）若しくは特殊肥料（第二十二条第一項の規定による届出がされたものに限る。次号において同じ。）又はその双方が原料として配合される普通肥料（配合に伴い農林水産大臣が定める方法により加工されるものを含む。）であつて、配合又は加工に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産省令で定めるもの

四　登録を受けた普通肥料（前項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）若しくは特殊肥料又はその双方に、地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）第十一条第一項に規定する土壌改良資材（肥料であるものを除く。）のうち農林水産省令で定めるもの（以下「指定土壌改良資材」という。）が混入される普通肥料（混入に伴い農林水産大臣が定める方法により加工されるものを含む。）であつて、混入又は加工に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産省令で定めるもの

第五条中「指定配合肥料」を「前条第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料（以下「指定混合肥料」という。）」に改める。

第六条第一項第三号中「含有を許される植物にとつての有害成分の最大量」を「使用される原料」に改め、同項第六号中「並びに第四条第一項第三号及び第五号に掲げる肥料」を削る。

第七条第一項ただし書中「並びに第四条第一項第三号及び第五号に掲げる肥料」を削る。

第八条第一項ただし書中「もの」の下に「と同一のもの（名称が異なる場合を含む。）」を加える。

第十六条の二の見出し中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、同条第一項中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に、「二週間」を「一週間」に、「又は第二号の」を「から第三号までに掲げる」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第四条第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料のいずれに該当するかの別

第十六条の二第二項中「第二号の」を「第二号に掲げる」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料（同項第三号に掲げる普通肥料が原料として配合されるものを除く。）」に改め、同条第三項中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

第十七条第一項第二号中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、同項第三号中「第五号」の下に「並びに同条第二項第三号及び第四号」を加え、「主要な成分」を「主成分」に改め、同項第八号中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、同項第十号中「場合」の下に「（同条第一号に掲げる場合に限る。）」を加え、同項第十一号中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、同項中第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十二　第四条第二項第三号に掲げる普通肥料にあつては、その配合した普通肥料（同条第一項第三号に掲げるものに限る。）又は特殊肥料の種類及び配合の割合

十三　第四条第二項第四号に掲げる普通肥料にあつては、その配合した普通肥料（同条第一項第三号に掲げるものに限る。）又は特殊肥料の種類及び配合の割合並びにその混入した指定土壌改良資材の種類及び混入の割合

第十七条第二項第四号及び第十八条第一項第三号中「第十二号」を「第十四号」に改める。

第十九条第一項中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

第二十条中「生産業者保証票又は輸入業者保証票にあつては」を削る。

第二十一条の見出しを「（普通肥料の表示の基準）」に改め、同条中「農林水産大臣又は」及び「、必要があると認めるときは」を削り、「登録若しくは仮登録をした」を「登録した」に、「その受理した」を「その」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に、「の生産業者又は輸入業者に対し、当該肥料の施用上若しくは保管上の注意又は原料の使用割合その他その品質若しくは効果を明確にするために必要な事項を当該肥料の容器又は包装の外部に表示すべき旨を命ずる」を「について、前項の表示の基準を定めるべき旨を農林水産大臣に申し出る」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

農林水産大臣は、普通肥料について、その消費者が施用上若しくは保管上の注意を要すると認めるとき、又はその消費者が購入に際し品質若しくは効果を明確に識別することが著しく困難であり、かつ、施用上その品質若しくは効果を明確に識別することが特に必要であると認めるときは、次に掲げる事項を内容とする表示の基準を定め、これを告示するものとする。

一　施用上若しくは保管上の注意事項として表示すべき事項又は原料の使用割合その他その品質若しくは効果を明確にするために表示すべき事項

二　表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して生産業者、輸入業者又は販売業者が遵守すべき事項